政令

地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の指定に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和元年十一月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百五十七号

地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の指定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の二十二第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の指定に関する政令（平成七年政令第四百八号）の一部を次のように改正する。

「寝屋川市」を「寝屋川市　水戸市　吹田市」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和二年四月一日から施行する。

（大気汚染防止法施行令及び地方自治法施行令等の一部を改正する政令附則第五条の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第二十一条の規定による改正前の大気汚染防止法施行令の一部改正）

2　次に掲げる政令の規定中「、吹田市」を削る。

一　大気汚染防止法施行令（昭和四十三年政令第三百二十九号）第十三条第一項

二　地方自治法施行令等の一部を改正する政令（平成二十七年政令第三十号）附則第五条の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第二十一条の規定による改正前の大気汚染防止法施行令第十三条第一項

総務大臣　高市　早苗

環境大臣　小泉進次郎

内閣総理大臣　安倍　晋三

表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名御璽

令和元年十一月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百五十八号

表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第十五号）附則の規定に基づき、この政令を制定する。

表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（附則ただし書に規定する規定を除く。）の施行期日は令和元年十一月二十二日とし、同法附則ただし書に規定する規定の施行期日は令和二年十一月一日とする。

法務大臣　三好　雅子

内閣総理大臣　安倍　晋三